

第 1 0 1 期 計 算 書 類

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

株式会社 福岡中央銀行

第101期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	39,120	預 金	493,864
現 金	5,340	当 座 預 金	13,959
預 け 金	33,779	普 通 預 金	217,708
有 価 証 券	81,093	貯 蓄 預 金	366
国 債	12,433	通 知 預 金	1,625
地 方 債	14,807	定 期 預 金	255,428
社 債	25,988	定 期 積 金	3,558
株 式	7,664	そ の 他 の 預 金	1,218
そ の 他 の 証 券	20,200	譲 渡 性 預 金	140
貸 出 金	433,110	借 用 金	40,800
割 引 手 形	3,588	そ の 他 負 債	3,018
手 形 貸 付	20,043	未 払 法 人 税 等	161
証 書 貸 付	386,631	未 払 費 用	585
当 座 貸 越	22,847	前 受 収 益	296
外 国 為 替	64	給 付 補 填 備 金	0
外 国 他 店 預 け	64	リ ー ス 債 務	4
そ の 他 資 産	4,736	資 産 除 去 債 務	7
未 収 収 益	283	そ の 他 の 負 債	1,963
そ の 他 の 資 産	4,452	役 員 株 式 給 付 引 当 金	48
有 形 固 定 資 産	12,811	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	56
建 物	2,525	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,827
土 地	9,870	支 払 承 諾	190
リ ー ス 資 産	4	負 債 の 部 合 計	539,944
建 設 仮 勘 定	75	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	335	資 本 金	4,000
無 形 固 定 資 産	448	資 本 剰 余 金	2,703
ソ フ ト ウ ェ ア	431	資 本 準 備 金	2,703
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	17	利 益 剰 余 金	19,005
前 払 年 金 費 用	2,142	利 益 準 備 金	1,396
繰 延 税 金 資 産	337	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,608
支 払 承 諾 見 返	190	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	512
貸 倒 引 当 金	△ 3,944	別 途 積 立 金	16,025
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,071
		自 己 株 式	△ 165
		株 主 資 本 合 計	25,543
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	485
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,136
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,622
		純 資 産 の 部 合 計	30,166
資 産 の 部 合 計	570,111	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	570,111

第101期 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 損益計算書

(単位:百万円)

科	目	金	額
経	常 収 益		8,758
資	金 運 用 収 益	7,449	
	貸 出 金 利 息	6,677	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	655	
	預 け 金 利 息	116	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,048	
	受 入 為 替 手 数 料	308	
	そ の 他 の 役 務 収 益	740	
そ	の 他 業 務 収 益	0	
そ	の 外 国 為 替 売 買 益	0	
	の 他 経 常 収 益	261	
	株 式 等 売 却 益	117	
	そ の 他 の 経 常 収 益	144	
経	資 常 金 調 達 費 用		7,485
	預 金 利 息	129	
	譲 渡 性 預 金 利 息	129	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 用 金 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	854	
	支 払 為 替 手 数 料	47	
	そ の 他 の 役 務 費 用	807	
そ	の 他 業 務 費 用	89	
	の 国 債 等 債 券 償 還 損	89	
営	業 他 経 常 費 用	6,110	
そ	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	300	
	貸 出 金 償 却 損	96	
	株 式 等 売 却 損	0	
	株 式 等 償 却 損	15	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1	
	経 常 費 用	186	
経	特 常 別 利 益		1,273
特	別 固 定 資 産 処 分 益		130
	別 固 定 資 産 損 失	130	
	別 固 定 資 産 損 失	14	
	減 損 損 失	61	
税	引 前 当 期 純 利 業 税		1,326
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	248	
法	法 人 税 等 調 整 額	209	
法	法 人 税 期 純 利		457
当			869

第101期 $\left(\begin{array}{l} 2021年 \quad 4月 \quad 1日から \\ 2022年 \quad 3月31日まで \end{array} \right)$ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,000	2,703	1,396	516	15,625	740	18,277	△ 128	24,853
当期変動額									
剰余金の配当						△ 188	△ 188		△ 188
当期純利益						869	869		869
自己株式の取得								△ 42	△ 42
自己株式の処分								5	5
土地再評価差額金 の取崩						46	46		46
固定資産圧縮積立金 の取崩				△ 4		4	—		—
別途積立金の積立					400	△ 400	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	△ 4	400	331	727	△ 36	690
当期末残高	4,000	2,703	1,396	512	16,025	1,071	19,005	△ 165	25,543

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,696	4,183	5,880	30,733
当期変動額				
剰余金の配当				△ 188
当期純利益				869
自己株式の取得				△ 42
自己株式の処分				5
土地再評価差額金 の取崩				46
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,210	△ 46	△ 1,257	△ 1,257
当期変動額合計	△ 1,210	△ 46	△ 1,257	△ 567
当期末残高	485	4,136	4,622	30,166

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6 年～50 年

その他 3 年～20 年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

与信額が一定額以上の要注意先債権以下に相当する大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(追加情報)

(退職金制度の変更)

当行は、2021年4月1日付で、退職金制度について、最終給与比例方式からポイント制へ改定しております。当該制度変更に伴い、過去勤務費用(退職給付債務の減額)が385百万円発生しており、発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を損益処理することとしております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員への当行株式の交付等に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に対する株式給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年 7 月 4 日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち株式は原則として決算期末月 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく価格により評価しておりましたが、2022年 3 月期第 1 四半期末より四半期決算日の市場価格により評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,944百万円

(うち新型コロナウイルス感染症の影響に関する追加的な貸倒引当金 280百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も考慮し、各債務者の収益獲得能力を個別に検討しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、経済活動の停滞等が今後も一定期間は継続するものの、徐々に経済が回復するものと見込んでおります。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当期の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,546 百万円
危険債権額	5,874 百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円
貸出条件緩和債権額	791 百万円
合計額	11,211 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,588 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	41,088 百万円
貸出金	6,000 百万円
預け金	4 百万円

担保資産に対応する債務

預金	421 百万円
借用金	40,800 百万円
その他の負債	26 百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越契約等の取引の担保として、有価証券 9,561 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 4,000 百万円及び保証金 5 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形等は該当ありません。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,140 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 27,377 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める当該事業用土地について、地価税法(1991 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出。

当事業年度において、再評価を行った土地の時価が再評価後の土地の簿価を上回っているため、差額を記載しておりません。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 7,871 百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 144 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 480 百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度において、以下の資産について、廃止及び建て替えの意思決定等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失額(百万円)
福岡県	遊休資産 (旧営業用資産) 3ヵ所	土地	48
	営業用資産 1ヵ所	建物	13
合 計			61

稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,737	—	—	2,737	
第1回A種優先株式	300	—	—	300	
合 計	3,037	—	—	3,037	
自己株式					
普通株式	29	20	1	48	(注) 1、2、3
合 計	29	20	1	48	

- (注) 1. 自己株式の増加 20 千株は、単元未満株式の買取及び自己株式立会外買付取引によるものであります。
 2. 自己株式の減少 1 千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の売却によるものであります。
 3. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式がそれぞれ 18 千株、16 千株含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	68百万円	25.00円	2021年3月31日	2021年6月29日
	第1回A種優先株式	26百万円	87.50円	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月29日 取締役会	普通株式	68百万円	25.00円	2021年9月30日	2021年12月6日
	第1回A種優先株式	26百万円	87.50円	2021年9月30日	2021年12月6日
合 計		188百万円			

- (注) 2021年6月29日定時株主総会による普通株式の配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金 0 百万円が含まれております。また、2021年11月29日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金 0 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	94百万円	その他 利益剰余金	35.00円	2022年3月31日	2022年6月30日
第1回A種優先株式	26百万円	その他 利益剰余金	87.50円	2022年3月31日	2022年6月30日

- (注) 1. 普通株式の配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金 0 百万円が含まれております。
 2. 普通株式の1株当たり配当額 35.00 円には、創立 70 周年記念配当 10.00 円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金・貸出業務を中心とした金融サービス事業及び市場運用業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として福岡県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損失を被ることであり、経済環境等の状況の変化によって、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券については主に債券、株式、投資信託等であり、「その他保有目的」として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクや金利及び市場価格の変動リスク等に晒されております。

一方、金融負債は、主として顧客からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、銀行全体のポートフォリオ管理により信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、信用リスク管理主管部の融資統括部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定等において定期的に行うなど個別債務者の信用状況を把握しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理主管部の融資統括部が、業種集中度合等のリスクの状況を定期的に取り締役会等に報告しております。

当行では、内部格付制度を導入しております。信用リスク管理の根幹をなすこの制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、融資統括部が「運用」、与信部門から独立した総合企画部リスク統括部門が制度の「構築」、「運用の監視」および「検証」を担っております。これにより、内部格付制度が適切な相互牽制の下で適正に機能する体制を構築し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。さらに、信用リスク管理がルールに則り適正に行われているかを自己査定実施のプロセスなどを通じて、監査部が監査する体制としております。また、総合企画部リスク統括部門が銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法で計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量等を以下に示す市場リスク量などと合わせて頭取を議長とする「リスク管理委員会」に定期的に報告する体制としております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクは、市場営業部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場関連リスクの管理

イ．リスク管理体制

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場における種々のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場関連リスク量を適切にコントロールするために、市場営業部及び総合企画部が適切に相互牽制機能を発揮しながら、市場関連リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、市場関連リスク量を定量的に計測しているほか、シミュレーション分析等を行い、金利・株式・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場関連リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

市場営業部及び総合企画部は、市場関連リスクの状況について、定期的に経営に報告しており、ALM委員会等において、市場関連リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場関連リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

ロ．市場関連リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券（その他有価証券）」、「預金及び譲渡性預金」等であります。

当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて計測しており、2022年3月31日現在の市場リスク量は4,025百万円であります。VaRの計測にあたっては、分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年)を採用しており、それぞれのリスクファクターの相関を考慮しております。当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストにより、使用する計測モデルが一定の精度を確保していることを確認しております。ただし、VaRは過去の一定期間(観測期間)の金利、株価の変動をベースに統計的手法により市場リスク量を計測する方法であり、観測期間に捉えきれなかったストレス事象の発生によるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行では、別途有価証券にかかる市場リスク量も毎月モニタリングしており、2022年3月31日現在で3,782百万円であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、財務状況の悪化等や市場の混乱により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当行は安定した資金繰りの確保に努め、流動性リスクの最小化を図るとともに、流動性リスク管理規定を制定し、平常時・懸念時・緊急時の対応を取決めております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	79,976	79,976	—
(2) 貸出金	433,110		
貸倒引当金（＊）	△3,786		
	429,324	429,988	664
資産計	509,301	509,965	664
(1) 預金	493,864	493,867	2
(2) 譲渡性預金	140	140	0
(3) 借入金	40,800	40,800	—
負債計	534,804	534,807	2
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	574
組合出資金（＊3）	542

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	12,433	14,807	—	27,240
社債	—	25,505	483	25,988
株式	7,089	—	—	7,089
その他	—	4,095	7,551	11,646
資産計	19,522	44,408	8,034	71,965

※「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産8,011百万円となります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	429,988	429,988
資産計	—	—	429,988	429,988
預金	—	493,867	—	493,867
譲渡性預金	—	140	—	140
借入金	—	40,800	—	40,800
負債計	—	534,807	—	534,807

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格によっており、国債はレベル1、それ以外の債券は主にレベル2、時価として第三者から入手した相場価格を利用した債券または算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合は主にレベル3に分類しており、社債(銀行保証付私募債)がこれに含まれております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち固定金利によるものは、種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しており、主にレベル3に分類しております。なお、変動金利によるもの及び残存期間が短期間(3 ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、主にレベル3に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、主にレベル3に分類しております。

負 債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3 ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(3 ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。

(注 2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022 年 3 月 31 日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
其他有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	△0.01%－8.13%	0.69%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首 残高	当期の 損益に 計上	評価差額 金の変動	購入・売却 発行及び 決済の純 額	レベル 3 の時価へ の振替	レベル 3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち貸借対照 表日において保有す る金融資産及び金融 負債の評価損益
有価証券								
其他有価証券								
社債	—	—	3	480	—	—	483	—
その他	6,201	—	△150	1,500	—	—	7,551	—

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価評価モデルにより時価評価を行っております。ミドル部門はフロント部門から時価評価に必要なデータを収集し、使用するインプットや時価のレベルの分類が方針及び手続に準拠しているかを検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、ミドル部門及びバック部門において、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債(銀行保証付私募債)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は市場金利等適切な指標に与信管理上の内部格付ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

なお、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ありません。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	5,770	4,329	1,440
	債券	9,563	9,216	346
	国債	1,820	1,585	234
	地方債	1,287	1,280	7
	社債	6,455	6,350	104
	その他	6,083	5,677	405
	小計	21,417	19,224	2,193
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	1,318	1,488	△169
	債券	43,666	44,452	△786
	国債	10,613	11,044	△431
	地方債	13,519	13,732	△212
	社債	19,533	19,675	△142
	その他	13,574	14,135	△560
	小計	58,559	60,076	△1,517
合計		79,976	79,301	675

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	697	101	15
その他	596	15	201
合計	1,293	117	216

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額ははありません。

有価証券の減損処理については、「有価証券減損処理規定」に従い、時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合、もしくは時価が 30%以上 50%未満の下落率で、発行会社の財政状態や信用状況、過去の一定期間における時価の推移等を勘案し、回復の見込みがあると認められない場合に減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2022 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(2022 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2022 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,188 百万円
減価償却費	213
未払賞与	98
その他	249
繰延税金資産小計	1,750
評価性引当額	△345
繰延税金資産合計	1,404
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△189
固定資産圧縮積立額	△224
前払年金費用	△652
資産除去費用の資産計上額	△0
繰延税金負債合計	△1,067
繰延税金資産の純額	337 百万円

(収益認識関係)

経常収益及び顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区 分	当事業年度
役務取引等収益	996
預金・貸出業務	86
為替業務	308
証券関連業務	235
代理業務	89
保護預り・貸金庫業務	19
保険業務	117
その他	139
顧客との契約から生じる経常収益	996
上記以外の経常収益	7,761
経常収益	8,758

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 10,083円89銭

1株当たりの当期純利益金額 301円73銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含め、1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定において控除した当該自己株式の期末株式数は16千株であり、1株当たりの当期純利益金額の算定において控除した当該株式の期中平均株式数は17千株であります。

前記のとおりであります。

2022年5月25日

株式会社 福岡中央銀行

取締役頭取 古 村 至 朗 ⑩

専務取締役 荒 木 英 二 ⑩

常務取締役 布 施 圭 一 郎 ⑩

常務取締役 山 下 知 成 ⑩

常務取締役 草 場 勇 次 ⑩

取 締 役 岡 野 み ゆ き ⑩

取 締 役 増 田 昌 一 ⑩

取 締 役 倉 富 純 男 ⑩

取 締 役 江 里 秀 樹 ⑩
監査等委員

取 締 役 林 田 ス マ ⑩
監査等委員 (本名 平田 スマ)

取 締 役 行 正 晴 實 ⑩
監査等委員

取 締 役 山 下 秋 史 ⑩
監査等委員

第 1 0 1 期 事 業 報 告

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

株式会社 福岡中央銀行

第101期 $\left[\begin{array}{l} 2021年 \quad 4月 \quad 1日から \\ 2022年 \quad 3月31日まで \end{array} \right]$ 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は福岡県内を営業地盤とする地域金融機関として、預金・貸出業務を中心に、内国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、国債等公共債・証券投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域のお客さまのニーズに沿った金融サービスを提供しております。

[金融経済環境]

2021年度は、パンデミック発生から2年目に入り新型コロナウイルスの変異株の流行がなお断続的にみられるなかで、ワクチンの普及による経済活動の正常化に向けた取組みが進められてきました。こうしたなか、国内経済は基調としては持ち直しの動きがみられましたが、当年度終盤にはロシアによるウクライナ侵攻という地政学上の不確定要因が加わり、資源価格高騰の影響など、今後の動向に注意が必要な状況となっています。

福岡県経済も年末にかけて感染症の影響による景気の下押し圧力が和らいてきましたが、今年に入りオミクロン株の流行や資源価格上昇などによりそのペースが鈍化し企業の景況感は悪化しています。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策が継続され、長短金利とも極めて低い水準で推移しました。この間、日経平均株価は、2021年9月に31年振りの高値となる3万670円をつける局面もありましたが、本年入り後は下落基調となり、年度末には2万7千円台で取引を終えています。

[事業の経過及び成果]

このような金融経済環境のなか、当行は、2021年4月から2024年3月を計画期間とする第12次中期経営計画「BEST!～ひとりひとりのベストを大きな力に～」をスタートさせました。「地域になくてはならない銀行」を長期ビジョンに掲げ、初年度となる2021年度においては、基本コンセプトに掲げた「顧客本位の営業スタイルの進化」と「収益基盤の強化」の実現に向けて主に次のような取組みを進めてまいりました。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの資金繰り、経営改善支援を積極的に行い、地域経済の回復に努めてまいりました。昨年4月には中小企業経営者の高齢化や後継者不足の課題解決のために「M&A室」を新設いたしました。

また、店舗内店舗方式による店舗網の再構築に取組み、効率的な店舗運営と人員等の経営資源を集約することにより営業力を強化し、お客さまにご満足いただける金融サービスの提供を目指しました。

さらに、銀行業としての公共的な立場から気候変動対応を積極的に支援していくために、昨年7月にTCFD提言（気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言）に対する賛同を表明いたしました。昨年11月には、お取引先の環境対策のための資金調達を支援する「グリーンローン」や地域経済の持続的な成長を支援するためにSDGsに貢献する団体等へ寄付する「SDGs私募債」の取扱いを開始しました。

このような活動により、当年度につきましては、次のような成果を収めることができました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む）の期末残高は、前期末比113億42百万円減少し、4,940億4百万円となりました。また、公共債、投資信託及び保険の預り資産残高は、前期末比78百万円増加し、426億52百万円となりました。貸出金の期末残高は、前期末比46億69百万円増加し、4,331億10百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比100億57百万円減少し、810億93百万円となりました。

損益面では、営業経費の削減や信用コストの減少等により、経常利益は、前年度比4億75百万円増加し12億73百万円、当期純利益は前年度比3億50百万円増加し8億69百万円となりました。

[対処すべき課題]

新型コロナウイルスの影響は今後も継続するものとみられ、企業活動や個人消費の本格的な回復には時間を要するものと思われます。また、コロナ禍により、新しい社会様式への移行やデジタル化への対応の必要性も認識されるところとなりました。第12次中期経営計画の中間年度となる2022年度は、アフターコロナを見据え、お取引先の資金繰り支援に加え、事業承継や財務の健全性強化、デジタル化支援など、伴走型の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

こうした課題解決支援を実践していくためには、少子高齢化の進行や人口減少等による社会構造の変化などにより多様化、高度化するお客さまの価値観やニーズに対応できる人材や経営基盤の強化が重要となります。当行では、昨年4月に導入した新人事制度の一層の定着と活用などにより一人ひとりのモチベーションやスキル向上を図り、地域の皆さまの課題解決にベストを尽くしていけるよう人材育成にもさらに力を入れてまいります。

当行は、いかなる環境下にあっても、「中小企業専門金融機関」としての使命と役割に徹し、今後とも、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などの期待にお応えできるよう役職員一同最大限の努力を尽くしてまいります。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	462,064	459,950	505,196	493,864
定期性預金	269,679	263,720	256,976	258,986
その他	192,385	196,230	248,220	234,877
貸 出 金	376,420	387,480	428,441	433,110
個人向け	84,275	79,421	77,447	77,650
中小企業向け	264,002	270,605	317,946	305,896
その他	28,142	37,452	33,047	49,563
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	83,810	77,333	91,150	81,093
国 債	42,953	32,365	32,886	12,433
その他	40,857	44,968	58,263	68,660
総 資 産	530,093	516,793	574,504	570,111
内 国 為 替 取 扱 高	1,223,750	1,156,371	1,132,091	1,157,816
外 国 為 替 取 扱 高	13百万ドル	18百万ドル	7百万ドル	0百万ドル
経 常 利 益	790	582	798	1,273
当 期 純 利 益	479	544	519	869
1株当たり当期純利益	176円94銭	199円74銭	172円47銭	301円73銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	4 6 8 人
平 均 年 齢	4 0 年 5 月
平 均 勤 続 年 数	1 7 年 1 0 月
平 均 給 与 月 額	3 4 8 千 円

- (注) 1. 使用人数には、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
福 岡 県	店 うち出張所 41 (2)
合 計	41 (2)

- (注) 1. 当年度において、店舗内店舗方式により、久留米合川支店を久留米支店内に、原支店を七隈支店内に、門司支店を小倉支店内に移転いたしました。
 2. 上記41ヵ店には店舗内店舗方式により移転した店舗を含んでいるため、店舗の拠点数としては36ヵ店となっております。
 3. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を16ヵ所設置しております。

ロ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	230
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ① 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- ② 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連613(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

（１）会社役員（取締役）の状況

（2021年度末現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
古 村 至 朗	取 締 役 頭 取 (代表取締役) 監査部担当		
荒 木 英 二	専 務 取 締 役 (代表取締役) 総合企画部担当兼北九州本部長		
布施 圭一郎	常 務 取 締 役 事務部・顧客相談室・市場営業部担当		
山 下 知 成	常 務 取 締 役 営業統括部担当		
草 場 勇 次	常 務 取 締 役 人事総務部担当		
岡 野 みゆき	取 締 役 総合企画部長		
増 田 昌 一	取 締 役 融資統括部・ビジネスサポート部担当		
倉 富 純 男	取 締 役 (社外取締役・非常勤)	西日本鉄道㈱ 代表取締役会長	
江 里 秀 樹	取 締 役 監 査 等 委 員		
林 田 ス マ (本名 平田 スマ)	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)	公益財団法人 大野城まどかびあ館長	
行 正 晴 實	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)	公認会計士	
山 下 秋 史	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)	西部ガスホールディングス㈱ 取締役常務執行役員	
(退任した役員)			
石 塚 昭 二	専 務 取 締 役 (代表取締役)		
神 武 章 太	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)	西部ガス・カスタマーサービス㈱ 代表取締役社長	

- (注) 1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
2. 取締役倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役監査等委員江里秀樹は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うことで、監査等委員会の職務執行を円滑にするためです。
5. 取締役監査等委員行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の概要

当行は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当行の役員報酬制度は、「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを反映した「銀行経営を担うに相応しい人材を確保・維持できる金額水準であること」「当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるものであること」「企業業績及び従業員の給与水準と比較して納得性が高い水準であること」を基本方針とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの職責を踏まえた適正な水準としております。

当行は、その基本方針の下で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて当行の業績及び従業員給与の水準も踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会決議によって決定しております。

また、非金銭報酬として、当行株式を付与する株式報酬制度を設けております。当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めることを目的としており、具体的には、信託型株式報酬制度（BIP信託）を採用しており、株主総会で承認された上限額の範囲内で信託が当行株式を取得し、取締役会決議により決定した役位に応じたポイントを各事業年度ごとに各取締役に付与し、各取締役は、退任時に自己の累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けることとしております。

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は以下の割合を目安としております。

	基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	合計
会長・頭取	80～90%	10～20%	100%
専務取締役	82～90%	10～18%	
常務取締役	83～90%	10～17%	
取締役	85～92%	8～15%	

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって定めております。

ロ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議及び精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

②取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役（監査等委員を除く。）	9名	161	144	—	16
取締役（監査等委員）	5名	31	31	—	—
計	14名	192	176	—	16

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬等は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額（月額）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査等委員である取締役は4百万円以内としております。なお、当決議は取締役（監査等委員を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員4名（うち社外取締役3名）に係るものです。

3. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度を導入いたしました。上記非金銭報酬等は本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る計上額です。なお、当決議は取締役4名に係るものです。

4. 支給人数及び報酬等には、2021年6月29日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

5. 上記報酬のほか、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を取締役（監査等委員を除く。）1名に対し25百万円支給しております。

6. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等17百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
倉富 純男 林田 スマ 行正 晴實 山下 秋史	会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
倉富 純男 (取締役)	西日本鉄道㈱ 代表取締役会長
林田 スマ (取締役監査等委員)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
行正 晴實 (取締役監査等委員)	公認会計士
山下 秋史 (取締役監査等委員)	西部ガスホールディングス㈱ 取締役常務執行役員

(注) 当行と上記の兼職先等との間に特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
倉富 純男 (取締役)	7 年 9 ヶ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち9回出席	経験豊富な地場企業の経営者の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
林田 スマ (取締役監査等委員)	2 年 9 ヶ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	アナウンサーとして培われた豊富な経験による意見や女性目線の提案等、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
行正 晴實 (取締役監査等委員)	2 年 9 ヶ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
山下 秋史 (取締役監査等委員)	0 年 9 ヶ月	取締役監査等委員就任後開催 取締役会9回のうち8回出席 監査等委員会9回のうち8回出席	地場企業の取締役としての経験や見識による意見等、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5 名	1 7	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見 該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	8,000 千株
	第1回A種優先株式	1,000 千株
	第2回A種優先株式	1,000 千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	2,737 千株
	第1回A種優先株式	300 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 定款で定める発行可能株式総数は8,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数	
	普通株式
	第1回A種優先株式
	1,641 名
	79 名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402 千株	14.86 %
福岡中央銀行行員持株会	216	8.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	211	7.80
株式会社西日本シティ銀行	151	5.61
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.93
西部ガスホールディングス株式会社	133	4.92
西日本鉄道株式会社	124	4.60
株式会社豊和銀行	114	4.21
株式会社南日本銀行	111	4.10
学校法人帝京大学	64	2.39

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式16千株は含まれておりません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真弓 指定有限責任社員 宮川 宏	3 2	

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。

3. 当行監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員を除く。）、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに準拠し、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けると共に代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性並びにその有効性を検証しております。

監査等委員会は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

前記のとおりであります。

2022年5月25日

株式会社 福岡中央銀行

取締役頭取 古 村 至 朗 ⑩

専務取締役 荒 木 英 二 ⑩

常務取締役 布 施 圭 一 郎 ⑩

常務取締役 山 下 知 成 ⑩

常務取締役 草 場 勇 次 ⑩

取締役 岡 野 み ゆ き ⑩

取締役 増 田 昌 一 ⑩

取締役 倉 富 純 男 ⑩

取締役員
監査等委員 江 里 秀 樹 ⑩

取締役員
監査等委員 林 田 ス マ
(本名 平田 スマ) ⑩

取締役員
監査等委員 行 正 晴 實 ⑩

取締役員
監査等委員 山 下 秋 史 ⑩

第 1 0 1 期 附 属 明 細 書

〔 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで 〕

株式会社 福岡中央銀行

第101期 [2021年 4月 1日から
 2022年 3月 31日まで] 附 属 明 細 書

住 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
株 式 会 社 福 岡 中 央 銀 行
取締役頭取 古 村 至 朗

2022年 5月 25日 作成
2022年 6月 10日 備付

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建 物	2,731	22	23 [13]	203	2,525	6,051	70.55
土 地	(6,031) 10,256	0	(67) 386 [48]	—	(5,963) 9,870	—	—
リース資産	8	—	—	4	4	21	81.98
建設仮勘定	—	76	1	—	75	—	—
その他の有形 固定資産	434	48	3	143	335	1,854	84.68
有形固定資産計	13,431	147	415 [61]	351	12,811	7,928	38.22
無形固定資産							
ソフトウェア	540	84	—	193	431	926	68.22
その他の無形 固定資産	17	—	—	0	17	18	52.00
無形固定資産計	557	84	—	193	448	944	67.81

- 注 1. 償却累計率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. () 内は、土地の再評価差額であります。
3. 当期減少高欄における [] 内は、減損損失の計上額（内書き）であります。
4. 「償却累計額」は、減価償却累計額と減損損失累計額の合計額を記載しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残	当 期 増 加	当 期 減 少 額		当 期 末 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法
			目 的 使 用	そ の 他		
貸倒引当金	4,036	3,944	188	3,847	3,944	
役員株式 給付引当金	32	20	4	—	48	
睡眠預金 払戻損失引当金	80	56	39	41	56	
計	4,149	4,021	233	3,888	4,049	

- 注 貸倒引当金の当期減少額（その他）3,847百万円及び睡眠預金払戻損失引当金の当期減少額（その他）41百万円は洗替等による取崩額であります。

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	3,076
退 職 給 付 費 用	△ 230
福 利 厚 生 費	36
減 価 償 却 費	545
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	186
営 繕 費	34
消 耗 品 費	63
給 水 光 熱 費	56
旅 費	3
通 信 費	127
広 告 宣 伝 費	24
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	105
租 税 公 課	376
そ の 他	1,705
計	6,110

2 事業報告に関する事項

会社役員の兼職の状況

会社役員の兼職の状況につきましては、事業報告の「2 会社役員に関する事項」の「(1) 会社役員の状況」および「3 社外役員に関する事項」の「(1) 社外役員の兼職その他の状況」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 福岡中央銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井真弓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮川 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容に相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社福岡中央銀行 監査等委員会

常設監査等委員

江里 秀樹



監査等委員

林田 スマ

(林 田 スマ)



監査等委員

行正 晴貴



監査等委員

山下 秋史



(注) 監査等委員林田スマ、行正晴貴及び山下秋史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。